

令和3年度包括外部監査の結果に関する措置等について

(令和4年12月22日現在)

1 令和3年度包括外部監査 特定の事件（監査テーマ）

「少子高齢化社会に対する取組み及び事業の執行、財務事務について」

2 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
<p>第3 本市における高齢者の現状</p> <p>【指摘1】</p> <p>指導監査の復命書（実施報告書）には改善されなかった原因は必ず記載し、当該事項についての改善状況をモニタリングすべきである。</p> <p>(P42)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 指導監査課</p>	<p>改善されなかった原因について、指導時に聴取し、実施報告書に記載することとした。</p> <p>また、改善状況については、改善報告書の提出を求めるほか、次回指導時にモニタリングすることとしている。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>	措置済
<p>【指摘2】</p> <p>刑事訴訟法第239条第2項は、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときには刑事告発をしなければならないと「公務員の告発義務」を定めている。本件は、指定更新申請に係る虚偽のシフト表の提出等々基準を満たさない状況で介護報酬を受給していた悪質事案であり、しかも不正受給額も多く犯罪性が強く疑われる事案である。上記刑事訴訟法の規定は公務員に告発についての裁量を認めたものではなく告発は公務員の義務と規定したものであることからすれば、少なくとも刑事告発の可否について検討し、その結果を記録に残すべきであった。</p> <p>(P42)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿あんし ん課</p>	<p>本件は、介護保険法第22条第3項に基づく介護報酬の返還について、行政手続法第13条第1項に基づく聴聞を経て、返還させるべき額を徴収したほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額が速やかに納付されたことから、介護保険法に基づき適切な措置を行ったものとする。</p> <p>なお、今後、犯罪性が強く疑われる事案が発生した場合は、刑事告発の可否について検討し、その結果を記録に残すこととする。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>	措置済

<p>第4 本市における高齢者福祉関係事業に対する監査</p> <p>【指摘3】</p> <p>鹿児島市敬老パス交付規則、鹿児島市敬老パス交付要綱によれば、生活保護受給者等は年間5,000円まで市電等の利用について負担を要しないこととされている。この生活保護受給者等が負担を免除されている分については本市が負担することとして、各事業者は毎月本市に請求をしているが、上記の協定書には生活保護受給者等の負担が免除されている分について明確な記載はない。協定書の改訂が必要である。</p> <p>(P73)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>各交通事業者との協定書については、令和4年度から、「鹿児島市敬老パス交付規則の規定に基づき、特例を認められた者の負担額については、1年度における負担額の合計額が5,000円に達するまで本市が支払う」旨を記載した。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>	<p>措置済</p>
<p>【指摘4】</p> <p>高齢者福祉バス運行事業において、管理業務委託契約書第10条では、受注者である民間事業者は、事務所に発注者である本市が運行管理をするための事務スペースを確保するものとされているが、本年度は本事業を実施するにあたって、本市担当者が受注者の事務所に赴いて運行管理をすることはなかった。同条の記載は本事業の実態に合わない記載となっている。</p> <p>(P75)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>指摘を踏まえ、令和4年2月に本市担当者が受注者の事務所に赴き、勤務表や整備点検の記録、車両の状態等を点検し、運行管理の状況を確認したところである。</p> <p>今後も同様の確認を行い、安全運行に努めてまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>	<p>措置済</p>
<p>【指摘5】</p> <p>高齢者ゲートボール場等管理事業について、土地使用貸借契約書を確認したところ、契約書が存在しないゲートボール場等があった。</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>契約書が存在しない民有地のゲートボール場等については、土地所有者と連絡をとり、令和4年8月までに土地使用貸借契約の締結を完了した。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>	<p>措置済</p>

<p>市の権利義務を明確にしておくために、全てのゲートボール場等について契約書を作成すべきである。</p> <p>(P 8 0)</p>			
<p>【指摘 6】</p> <p>高齢者ゲートボール場等管理事業において、最初の契約が古く、その後自動更新を繰り返しているというゲートボール場等の中には、契約書に連帯保証人の署名捺印がなされているものがあつたが、同契約書には連帯保証に関する条項はなく、保証の内容が不明であつた。</p> <p>市の権利義務を明確にしておくために、古い契約については契約書の文言を見直し、必要があれば文言を修正した契約書を新たに作成し直すべきである。</p> <p>(P 8 1)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>連帯保証人の保証内容について、令和4年4月に弁護士相談を行ったところ、当該契約においては、契約全体を保証するものと解釈するしかなく、連帯保証に関する条項がないからといって契約書の効力が否定されるものではなく、契約書を新たに作成し直す必要はないとのことであつた。</p> <p>なお、令和4年4月以降の契約分については、内容の見直しを行った。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>	<p>措置済</p>
<p>【指摘 7】</p> <p>高齢者ゲートボール場等管理事業において、最初の契約が古く、その後更新を繰り返しているというゲートボール場等の中には、契約書は最初の契約時点で作成されたものしかないというものがあつたが、その後の土地所有者の事情変更について市が把握できていないと、賃貸人と連絡の必要が生じた場合にも直ちに連絡を取ることができないという事態が生じかねない。</p> <p>市の権利義務を明確にしておくために、特に最初の契約が古いものについては、定期</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>民有地の土地所有者については、令和4年4月に調査し、事情変更の有無の確認を行った。事情変更のあつた民有地については、令和4年9月までに新たに相手方との間で土地使用貸借契約を完了した。</p> <p>なお、今後も定期的に土地所有者の事情変更有無の確認を行う。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>	<p>措置済</p>

<p>的に土地所有者に連絡をし事情変更の有無について確認をして、必要があれば、文言を修正した契約書や、新たな所有者との間での契約書を新たに作成し直すべきである。</p> <p>(P 8 1)</p>			
<p>【指摘 8】</p> <p>元気高齢者活動支援事業実施要領では、本事業の運営は「社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会に委託するものとする」となっているが、実際には市が事務手続を担っており、実施要領と実態が合っていない。</p> <p>実施要領及び運営の実態を見直し、必要があれば実施要領を修正すべきである。</p> <p>(P 8 5)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>元気高齢者活動支援事業実施要領については、令和 4 年 4 月に社会福祉協議会に委託する旨の条項を削除するなど、事業の運営実態に適合するよう要領の改正を行った。</p> <p>(通知受理日：令和 4 年 12 月 8 日)</p>	<p>措置済</p>
<p>【指摘 9】</p> <p>寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業の業務委託契約書では、委託業者は、利用者にサービスを提供する際に利用券を回収し、2 か月に 1 回、実績報告書をまとめ、翌月 10 日までに利用者から回収した利用券を添付して本市に提出、あわせて本市の負担額を本市に請求することになっている。</p> <p>もともと、提出期限から遅れて実績報告書と利用券が提出されることが多く見受けられ(極端な例では、年度末の 3 月末になって、当該年度の初めに利用された利用券が提出される場合もあった)、本市では、そのような場合でも</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業については、これまでも契約の際に、請求及び請求時期について案内をしているが、引き続き周知に努め、遅れて提出された際には組合及び各事業者に対し、提出期限の順守についての指導を行う。</p> <p>(通知受理日：令和 4 年 12 月 8 日)</p>	<p>措置済</p>

<p>年度内に提出がされれば支払に依っているとのことである。期限から遅れて提出することは専ら業者側の責任ではあるものの、契約書の定めには反する事態となっている。提出期限内に実績報告書、利用券が提出されるように、提出期限の周知方法について検討が必要である。</p> <p>(P 9 1)</p>			
<p>【指摘 10】</p> <p>老人介護手当支給申請書には、「半年間の介護期間のうち在宅でない期間(入院・ショートステイ等)が31日を超える場合は、支給対象となりません」との注意書きがあるが、在宅でない期間が31日を超える場合は支給対象とならないとの要件は、鹿児島市老人介護手当支給条例、同施行規則にも規定がない。本件については、規則の整備が必要と思料する。</p> <p>(P 9 3)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>鹿児島市老人介護手当支給条例、同施行規則については、他都市の状況も参考に、規則等での整備の要否も含め、今後検討していく。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>	<p>検討中</p>
<p>【指摘 11】</p> <p>心をつなぐ訪問給食事業について、配食業者との業務委託契約書においては、委託を受けた配食業者が調理、配食等を他の業者に再委託をする場合は、委託者である本市の書面による承諾を得なければならないとされている。配食業者が調理、配食等を他の業者に再委託することも実際に行われているが、配食業者がその旨を本市に届け出ることで足りる運用になっており、</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>令和4年度の配食業者との業務委託契約の締結において、再委託の申請があった配食業者に対し、その可否を判断の上、本市が承諾する旨の通知書を相手方に送付した。</p> <p>今後の契約においても書面による承諾手続きを行っていく。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>	<p>措置済</p>

<p>明確に本市が書面による承諾を行っているわけではない。 この点について、改善が必要である。</p> <p>(P 9 6)</p>			
<p>【指摘 12】 喜入園においては、10 年以上にわたり、太陽光発電設備が修理、再利用、廃棄等されることなく現在に至っている。太陽光発電設備の再使用（リユース）、再利用（リサイクル）又は廃棄物として処分することにするなどの方針を早急に検討されたい。</p> <p>(P 1 1 4)</p>	<p>健康福祉局 谷山福祉部 喜入保健福祉課</p>	<p>令和 4 年 4 月、業者による調査を実施した結果、パワーコンディショナーが故障しているほか発電パネルもひび割れや変色など相当傷んでいることが判明し、現在、同規格のパネルは製造されておらず、修理は困難である。</p> <p>本パネルは屋根と一体化した構造となっているため、再使用または再利用する場合、代わりとなる屋根材を新設する費用が必要になる。また、廃棄物として処分するにも多額の撤去・処分費用を要する。</p> <p>一方、喜入園は令和 6 年 4 月を目途に民営化を進めているところであるが、費用対効果等を含め検討し、現状のまま建物の一部として後継事業者へ譲り渡すこととする。</p> <p>(通知受理日：令和 4 年 12 月 8 日)</p>	<p>措置済</p>

3 意見に対する見解

意見	担当局部課	見 解
<p>第 3 本市における高齢者の現状</p> <p>【意見 1】 高齢者が老人クラブ加入に魅力を感じない原因について検討する必要がある。老人クラブには多額の補助金が投入されており、現行の老人クラブの加入率の向上が望めないようであれば、その原因について検討し、補助金が高齢者市民に公平に使われるような工夫が必要である。</p> <p>(P 3 3)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>高齢者クラブ連合会においては、「老人クラブ」という名称への抵抗感を取り除くため、令和 3 年から「高齢者クラブ連合会」へ名称を改めたほか、会員数が減少傾向にある高齢者クラブの組織強化を図るため、専任の活動推進員を配置し、新規会員の加入促進に向けた助言・指導や新規団体結成に向けた支援などを行っているところである。高齢者クラブの会員数の低下には様々な要因があると考えられ、高齢者クラブ連合会においてもアンケート調査を実施し、クラブ運営の課題に</p>

		<p>ついて掘り起こしを行っているところである。本市においても調査結果を共有し、現状把握に努めてまいりたいと考えている。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>
<p>【意見2】</p> <p>「介護給付適正化システム」から提供される情報を監査の際の情報として活用するに至った事例はないという実情は、同システムの目的が介護サービス事業所等の不適正又は不正請求を発見し是正することにもあることからすれば、3Eの観点から、問題である。国保連合会からの情報を、本市の監査に活用できるよう関係課（介護保険課、指導監査課、長寿あんしん課）において協議が必要と思料する。</p> <p>(P40)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 介護保険課</p>	<p>「介護給付適正化システム」から提供される情報を監査の際の情報として活用できるよう、引き続き協議を継続していきたいと考えている。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>
<p>【意見3】</p> <p>令和2年度は、前年度と比較して介護保険施設等の実地指導件数が激減している。コロナ禍の影響と思われるが、コロナ禍の影響下においてもウェブ会議等の活用により一定程度のレベルの指導は可能であると思われるので、指導方法の工夫を検討されたい。</p> <p>(P41)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 指導監査課</p>	<p>コロナ感染拡大時には、事業所から提出された資料を確認したうえで、電話でヒアリングを実施し、助言・指導や質問への対応を行っている。</p> <p>その後、感染状況が落ち着いた段階で、事業所を訪問し、実地でサービス提供の状況等を確認している。</p> <p>このように、感染状況や事業所の状況に応じ、柔軟に実施方法や実施時期を変更して行っている。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>
<p>第4 本市における高齢者福祉関係事業に対する監査</p> <p>【意見4】</p> <p>敬老祝事業において、支給内容及び支給方法については近時見直しが行われたところではあるが、今後も本市の高齢化は着実に進んでいくと予想されることから、このような状況における支給内容及び支給方法の妥当性については特に財政面の影響</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>敬老祝事業は、対象となる高齢者の増加に伴い、事業費が年々増加している中、他の中核市の状況等を総合的に勘案し、平成29年度から支給内容の見直しを行ったところである。</p> <p>また、令和3年度からは、祝金は振込、祝状は郵送による贈呈に見直したところである。</p> <p>今後さらに高齢人口が増加する中、将来に渡って持続可能な制度となるよ</p>

<p>を勘案して随時再検討を行っていた きたい。</p> <p>(P 7 5)</p>		<p>う、引き続き検討が必要であると考え ている。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>
<p>【意見5】</p> <p>高齢者福祉バス運行事業において、管理業務委託契約書第31条では、受注者である民間事業者は、対人賠償保険、対物賠償保険についてはそれぞれ無制限、搭乗者傷害保険については1,000万円以上の任意保険への加入が義務付けられている。</p> <p>もともと、任意保険の保険証の写しの提出までは契約書上、受注者は求められていない。高齢者福祉バスは本市が民間事業者に無償で貸し付けているものであり、バスの所有者は本市である。事故発生時の損害賠償責任に対する備えを万全にするためにも、保険証の写しの提出を契約書に記載することも検討されるべきである。</p> <p>(P 7 6)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>高齢者福祉バス運行事業については、令和4年度の契約書から、任意保険証書の写しの提出を求める条項を追加し、提出がなされているところである。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>
<p>【意見6】</p> <p>福祉読本の内容は良いものとなっているため、できるだけ小学生に活用されることが望ましい。小学生の学習カリキュラムとの関係で、いつの時期に配布するのがよいのか、関係機関とも連携のうえで検討することが必要である。</p> <p>(P 7 8)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>福祉読本については、令和4年7月開催の市内小学校の先生方で構成される編集委員会で活用について協議を行ったところ、各学校で福祉の単元を扱う学年と時期が異なるため、四年生以上を対象に、いずれかの学年で利用してもらうよう配布方法を見直すという意見をいただいた。また、電子書籍での配布ができないかなど、より活用が得られる配布方法を検討中である。内容についても、どの単元でどのような活用方法があるか活用例を掲載すると、より活用しやすいとの現場で働く先生方からの意見を踏まえ、令和5年度版に活用例の掲載についても検討中である。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>

<p>【意見 7】</p> <p>鹿児島市老人クラブ補助金交付要綱によれば、老人クラブ組織強化事業補助金の対象経費は、活動推進員の設置及びその活動に要する報酬、共済費、需用費、役務費とされている。</p> <p>令和2年度は、鹿児島市老人クラブ連合会の申請により、本市から活動推進員に係る経費として、合計2,465,000円の補助金が交付されている。</p> <p>事業実施後、鹿児島市老人クラブ連合会から実績報告書が提出されており、添付されている資料を検討すると、同事業の決算書では、令和2年度の支出として、活動推進員に対する報酬とは別に、活動推進員に要した法定福利費として社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金）が計上されている。活動推進員に対する報酬支払明細書によると、活動推進員に対しては、健康保険料と厚生年金保険料は毎月の基本報酬額に含まれるものとして補助金の交付をしているところ、当該支給は、所謂社会保険料の被保険者負担分であり、一方、市老人クラブ連合会は補助金として申請し、本市から補助金の交付を受けているところ、当該支給は所謂社会保険料の事業主負担分に該当するとのことである。令和2年度は、健康保険料と厚生年金保険料が本市から市老人クラブ連合会に合計額259,440円が支給されているが、上記各支給が二重支払との誤解を招かないように上記実績報告書の記載方法について工夫を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（P 7 9）</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>令和3年度分の実績報告書から、指摘のような誤解を招かないように、被保険者負担分と事業主負担分が分かるよう、実績報告書の記載方法を見直したところである。</p> <p>（通知受理日：令和4年12月8日）</p>
---	---	---

<p>【意見 8】</p> <p>すこやか入浴事業は平成 6 年度から開始されているところ、上記の協定料金、利用者が 1 年間に負担額 100 円で公衆浴場を利用できる回数は、以下のとおり推移している。</p> <p>まず、協定料金については、250 円→270 円(7 年度途中)→280 円(8 年度)→300 円(12 年度途中)→327 円(18 年度途中)→355 円(24 年度途中)→382 円(令和元年度途中)と増額されてきている。</p> <p>また、利用者が公衆浴場を利用できる回数については、18 回(7 年度)→24 回(8 年度)→30 回(19 年度)となっており、回数も増加されてきている。</p> <p>平成 18 年に制定された鹿児島市敬老パス交付規則の付則によれば、「当分の間」、利用者の負担額は 100 円とするとされているが、この間、利用の負担額は 100 円のまま据え置かれたままである。本事業は本市の負担金の額が年間 1 億円を超えるものであることを考慮すれば、協定料金、利用回数に応じて、利用者の負担額の見直しも検討されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(P 8 2)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>平成 6 年度に開始したすこやか入浴事業は、当初無料だった利用者負担を、平成 18 年から 1 回あたり 100 円としたものである。</p> <p>低額な料金で利用していただくことは、多くの高齢者の生きがいつくりや健康増進に寄与しているほか、利用者負担額の増額により公衆浴場離れを加速し、浴場の経営圧迫を招きかねないことなどから、当分の間は、現行どおりとしたいと考えている。</p> <p>(通知受理日：令和 4 年 12 月 8 日)</p>
<p>【意見 9】</p> <p>(18) 高齢者福祉電話設置事業、(25) ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業には、それぞれ実施要綱が定められているが、上記(25)においては、事業の対象となっている高齢者に対して相談員による安否確認の電話がされることは規定されていない。(18) 高齢者福祉電話設置事業の鹿児島市高齢者福祉電話貸与要綱の第 1 条の目的に、「関係</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業においては、要綱第 1 条の「急病など緊急時における不安を解消するとともに生活の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援する」ことを目的として、実施については委託により行っている。高齢者福祉相談員による利用者への安否確認の電話については、健康状態及び生活状況の確認並びに相談業務など、事業の補完的な役割としてい</p>

<p>機関等の協力を得て電話による安否の確認を行い」とある。高齢者福祉相談員による安否確認の電話がされることについて、要綱に規定することを検討されたい。</p> <p>(P 8 7)</p>		<p>ることから改めて要綱に規定することは考えていない。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>
<p>【意見10】</p> <p>寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業の委託業者は、利用者から寝具を引き取るに際して、利用券を回収する。そのうえで、2か月に1回ごとの実績報告書(利用者、サービス実施日を記載する)とともに利用者から回収した利用券を添付して、本市の負担額を本市に請求する。利用券には、有効期限として当該利用券の交付を受けた日の属する年度の3月31日が記載されている。そのため、利用券は年度末までであれば、いつ利用してもよいことになっている。本市も委託業者からの実績報告書と利用券を確認して、請求される金額を支払っている。</p> <p>この度、委託業者から提出される実績報告書を確認したところ、2月・3月分の洗濯サービスの利用について、他の2か月分(4月・5月分、6月・7月分、8月・9月分、10月・11月分、12月・1月分)の洗濯サービスの利用と比べて、2倍弱から5倍の利用件数が認められた。また、2月、3月の時期に、利用者が3枚の利用券をまとめて利用しているケースも目立った。</p> <p>もっとも、本事業の利用については、申請の時期に応じて利用の回数が異なることになっているのであり(上記ウ参照)(注：「上記ウ」は別紙のとおり)、現状の利用方法は本事業が予定している利用方法とかけ離</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業については、令和4年4月に他都市調査を行ったが、利用券の有効期限は「利用券の交付を受けた日の属する年度の3月31日まで」としているところが多いことから、現段階では変更は考えていない。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>

<p>れた面があるように思われる。利用券に記載される有効期限について工夫が必要と思われる(例えば、利用券を3枚交付する場合に利用券ごとに有効期限を変える等)。</p> <p>(P90)</p>		
<p>【意見11】</p> <p>鹿児島市成年後見センターは、成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるための組織であるが、現状ではセンターへの市民の認知度が、未だ低い状況にあると言わざるを得ない。センターのことを知らなければ、成年後見制度の利用を検討している方がセンターへの相談へとつながらず、ひいては成年後見制度へのアクセスすら出来ない或いは利用を検討したとしても、断念してしまうことにもなりかねない。</p> <p>鹿児島市成年後見センターへの市民の認知度を上げるために、市民向けの広報をより強化する必要がある。</p> <p>(P99)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 認知症支援室</p>	<p>成年後見センターの周知広報については、平成30年10月の設置以降、市民のひろばやマスコミを通じた広報をはじめ、市民向けの講演会や講座等の開催、病院・介護施設等へ出向いた周知などに取り組んでいる。</p> <p>昨年4月には、民生委員や介護支援専門員、医療ソーシャルワーカーなどを始めとする地域や福祉、医療、介護等、支援が必要な人を取り巻く様々な団体で構成する成年後見制度推進協議会を設置し、地域連携ネットワークを活用した制度の周知により利用促進を図っているところである。</p> <p>同センターにおける3年度の相談件数は、対前年度比で約1.2倍となる817件と年々増加傾向にあることから、今後とも更なる周知広報に努めるとともに、関係機関等と緊密に連携しながら制度の利用促進を図ってまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>
<p>【意見12】</p> <p>成年後見制度における鹿児島県内の首長申立てについては、全国の統計からみても未だ低調な実績にあると言わざるを得ない。中核市である本市において、より一層市長申立てへの積極的な取り組みをお願いしたい。</p> <p>(P101)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 認知症支援室</p>	<p>本市における3年度の市全体の市長申立件数は5年前の1.27倍となる33件と年々増加傾向にあり、成年後見センターの設置以後は、センター経由による相談も増えている。</p> <p>今後とも申立てを行う親族等が居ない方が円滑に市長申立の利用につながるよう、成年後見制度推進協議会を活用した連携や更なる周知広報に取り組んでまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>
<p>【意見13】</p>	<p>健康福祉局</p>	<p>報酬助成については、平成26年度</p>

<p>判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者等で成年後見制度の利用が必要であっても、後見等の申立費用や後見人報酬を支払えないことを理由に後見制度の利用を断念してしまうケースがある。また、後見人等の担い手を確保するためにも後見人等への報酬支払いが確保される必要がある。</p> <p>本市においては、近年報酬助成件数が増加しているところであるが、成年後見制度の利用促進を図るため、報酬助成についても引き続き積極的な取り組みをお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;">(P 1 0 1)</p>	<p>すこやか長寿部 認知症支援室</p>	<p>までは市長申立案件を対象としていたが、27年4月からは市長申立以外も対象に拡充し、助成件数・助成金額とも年々増加しているところである。</p> <p>報酬の負担が困難な方でも制度を利用できるよう、引き続き制度の周知等に積極的に取り組んでまいりたい。</p> <p>なお、申立費用については、現在市長申立案件は、市で費用を負担しているが、市長申立以外の案件については負担している都市が少ないことなどから、今後他都市の状況等を調査してまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>
<p>【意見 14】</p> <p>本市においては、虐待認定件数は近年減少しているものの、虐待相談件数は年々増加傾向にある。高齢者虐待に対して適切な対応を取るため、高齢者虐待防止ネットワーク協議会の開催、高齢者虐待対応研修会の開催、鹿児島県高齢者・障害者虐待対応専門職チームへの相談、関係機関の活動や連携等について一層のご尽力をいただきたい。</p> <p>コロナ禍においても適切な体制を整備できるよう、高齢者虐待防止ネットワーク協議会等をオンライン会議で開催することも検討されたい。</p> <p>また、高齢者虐待についての通報が早期に行われ、被虐待高齢者を早期に救済できるよう、市民に対して本市における虐待への取り組み状況、窓口等の周知・広報にさらにご尽力賜りたい。</p> <p>養護者による高齢者虐待においては、養護者自身も、経済的に困窮している場合もあり、また社会的に孤立しているなどの問題を抱えている</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 認知症支援室</p>	<p>高齢者虐待への対応については、高齢者虐待防止ネットワーク協議会や高齢者虐待対応研修会の開催、また困難事例における専門職チームの活用等により、関係機関との更なる連携強化や対応職員のスキルアップ等を図る。</p> <p>現在、高齢者虐待防止ネットワーク協議会は、換気の徹底など感染対策を徹底しながら実地で行うことで、事例検討等を通じて地域毎に顔の見えるネットワーク構築等を行っているが、一部参加者はオンラインでも参加しており、その他個別にケース検討を行う会議では感染状況等に応じてオンラインで行っている。今後も開催目的や感染状況、関係機関のオンライン環境等を勘案しながら適した開催方法等により対応してまいりたい。</p> <p>また、高齢者虐待防止については、市ホームページ等の活用や、地域包括支援センターの各事業所等を通じた啓発チラシの展開など、今後も様々な機会を捉えて周知広報に努めるとともに、養護者による虐待への対応に当たっては、被虐待者を短期入所させること</p>

<p>ことが少なくない。本市における高齢者虐待認定件数も、養護者によるものが多くを占めている。高齢者虐待防止法第3条第1項において、養護者に対する支援も地方公共団体の責務とされている。本市においても、被虐待者の保護のみならず虐待者に対する支援にも引き続き十分に取組みたい。</p> <p>(P104)</p>		<p>で保護し、併せて入所期間における養護者の介護負担軽減を図るなど、養護者への支援にも引き続き取り組むこととしている。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>
<p>【意見15】</p> <p>過去に遡って軽費老人ホーム谷山荘の入居状況の確認を行ったところ、平成30年度以降2人用居室が利用されていなかった。また、入居者が30人を下回ることがほとんどであり、1人用居室においても空室が一定数存在している。入居者募集の周知、広報を進め、入居者増に向けた取組みを行って頂きたい。</p> <p>(P106)</p>	<p>健康福祉局 谷山福祉部 福祉課</p>	<p>谷山荘における2人用居室の利用については、パートナーシップ宣誓制度利用者についても入居できるよう令和3年度に見直しを行い、利用条件の拡充を図った。</p> <p>入居者の募集については、引き続き市広報紙やホームページを活用するとともに、長寿あんしんセンターへ情報提供を行うなど、入居者増に向けた取組みを行っていきたいと考えている。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>
<p>【意見16】</p> <p>老人福祉施設協議会補助金交付事業が過去5年間で実施されたのは平成28年度と平成30年度の2回にとどまっている。これは、本補助金交付事業が元々上記老協協の予算の繰越残高が20万円を超える年度については、補助金交付は行わない取扱いによるものである。上記取扱いについても要綱において明記することを検討していただきたい。</p> <p>(P107)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿あんしん課</p>	<p>鹿児島市老人福祉施設協議会では、介護に関する知識普及や理解促進、介護の魅力発信などに取り組んでおり、会議、研修費用を対象経費として補助金を交付することにより、一層の職員の資質向上が図られてきたと考える。最近では、コロナウイルスの影響により同協議会においても会議、研修のオンライン開催が定着しつつあり、支出経費の内訳に変化が見られることや、同協議会の会員以外の介護事業者が増加したことから、当該事業の必要性やあり方を検討することとしている。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>
<p>【意見17】</p> <p>喜入園においては、過去5年の月別平均入所者数が定員を下回っている状況にある。空室解消に向けた取組みを積極的に行って頂きたい。</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿あんしん課</p>	<p>喜入園の空室解消に向けた取組みについては、市ホームページや市民のひろばによる入所者募集に関する周知を行うとともに、市内の福祉館や近隣自治体の高齢者福祉担当課へリーフレッ</p>

<p>(P 1 0 9)</p>		<p>トを送付するなど周知、広報に努めており、今後も、空室解消に取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>
<p>【意見18】</p> <p>後期高齢者医療保険料の現年度分については、特別徴収による徴収方法において収納率が100%、普通徴収による徴収方法において収納率が98%以上であり、合計の収納率が99%を超えており適正な水準にある。もっとも、滞納者からの徴収については、収納率が50%前後から60%前後にとどまっている。</p> <p>滞納者からの収納率が上がるよう、普通徴収における口座振替による支払いの推進、納付相談等に積極的に取り組まれない。</p> <p>(P 1 1 1)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>滞納者からの徴収については、次の通り対応を継続し、口座振替の推進、納付相談等により収納率向上に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員やお知らせセンターによる架電。 2. 督促状や催告状の発送によるお知らせ。 3. 滞納者の高額療養費窓口払いのお知らせ。 <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>
<p>【意見19】</p> <p>第7期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画においては、重点課題に対する達成目標値は設定されておらず、重点課題毎に掲げた施策や事業の進捗状況を随時確認することとされている。もっとも、達成目標値が設けられていないと客観的に当該重点課題を達成できたかの評価が困難となる。</p> <p>そこで、各重点課題に対する具体的な施策・事業については、数値目標を設定できるものについては数値目標を定め、重点課題を達成できたか否かを客観的に評価できるよう指標を設けられたい。</p> <p>(P 1 1 3)</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>各重点課題に対する数値目標の設定については、令和5年度に策定を行う第9期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画において、検討・推進委員会及び策定・管理委員会の意見を聞きながら、検討したいと考えている。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>

<p>【意見 20】</p> <p>より多くの利用者に鹿児島市吉田福祉センターを利用して頂いて、生きがいや健康づくりに役立てて頂けるよう、魅力的な講座の実施やレクリエーションの実施に取り組まれない。そのために、鹿児島市吉田福祉センターの市民向け広報の強化や利用者等に対して開講を望む講座やレクリエーション等についてのアンケートを実施する等して同センターのより積極的な活用方法を検討されたい。</p> <p>(P 1 1 5)</p>	<p>健康福祉局 福祉部 吉田保健福祉課</p>	<p>講座やレクリエーション等の実施については、指定管理者と連携し、利用者へのアンケート調査を行い、魅力的な講座等になるよう対応してまいりたい。</p> <p>吉田福祉センターの広報や積極的な活用方法については、今後とも指定管理者と定期的に協議してまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和4年12月8日)</p>
<p>第5 本市のまちづくりプランにおける高齢者の位置付けについて</p> <p>【意見 21】</p> <p>「かごしま団地みらい創造プラン」で示されている創造プランには、全面的に賛成であるが、では、具体的に誰が何をすべきか、特に本市がコーディネーターや地域主体のまちづくりの取組みにどのようなサポートが可能であるのかという各論がやや薄いように思われる。</p> <p>「かごしま都市マスタープラン」中、都市づくりへの市民参加の項においては「本格的な高齢社会を迎えるにあたって、行政が積極的に支援し、市民が積極的に都市づくりに参加し、協働できるシステムを整備していく必要があります」と指針を示していることからすれば、住宅団地のみらい創造においても上記システムの整備に向けた事業の具体化は最重要課題である。</p> <p>急速に高齢化が進む団地においては、日常の買い物、料理や家事、医療機関へのアクセスなど生存に最低限必要不可欠な作業も重荷となる人</p>	<p>建設局 都市計画部 都市計画課</p>	<p>住宅団地の活性化に向けた取組体制については、これまで地域活動に取り組んでいる地域コミュニティ協議会等の既存団体と、まちづくりに興味を持つ有志が集まった住民グループ等が連携して中心プレイヤーとなり、若い世代などを巻き込みながら取組の輪を拡げていくことが重要であると考えている。</p> <p>そのために、本市の支援として、それぞれの住宅団地で、地域住民等の意識啓発を図るための意見交換を行ったうえで、地域の実情に合わせて、職員や専門家による助言やワークショップの運営支援を行うほか、プランに位置付けた取組方針に基づき関係部署で連携して支援しているところである。これらを通して、住民等が主体の交流イベント等によるにぎわい創出や各団地の住民等が様々な課題を自主的に解決できる体制の構築を目指していく。</p> <p>(通知受理日：令和4年11月28日)</p>

<p>も増加の一途を辿ることは必須である。</p> <p>本市内の全団地、特に団地核の形成に困難が予想される小規模団地においては、前記(株)日本政策投資銀行南九州支店が提案している「自治会、NPO、事業者、行政、まちづくりの専門家などの関係者が連携して課題解決に取り組むエリアマネジメントの体制整備」が急務である。</p> <p>(P 1 4 1)</p>		
<p>【意見 22】</p> <p>地域主体のまちづくりの取組みの実現が重要であることには異論はないし、行政のバックアップが不可欠であることは「かごしま団地みらい創造プラン」においても盛り込まれているところであるが、総ての団地について、高齢化率も一様ではない等各々特性の異なる各団地毎に「地域主体のまちづくり」実現に向けて、行政のバックアップも得つつ問題の顕在化に備えた検討体制づくり⇒住宅団地の将来の姿とそれに向けた取組みの方向を明らかにしたマスタープランの策定⇒プランに基づき関係主体が連携、役割分担をしたうえで各種課題解決に向けてのアクションプランやロードマップの策定にスピード感を持って取り組む必要がある。</p> <p>(P 1 4 1)</p>	<p>建設局 都市計画部 都市計画課</p>	<p>住宅団地ごとの「地域主体のまちづくり」の取組等については、地域コミュニティ協議会によりコミュニティプランが作成されていることから、同協議会の意向を踏まえながら、検討を進めているところである。具体的には、各団地で意見交換会やワークショップ等を開催して検討する予定であり、新型コロナウイルス感染症の状況に留意しつつ、スピード感を持って取り組んでまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和4年11月28日)</p>
<p>【意見 23】</p> <p>高齢化対策の推進として上記Ⅰ、Ⅱ及びⅢ(注：「上記Ⅰ、Ⅱ及びⅢ」は別紙のとおり)が必要あるいは有意義であることには異論はないが、第五次鹿児島市総合計画が都市像として掲げる「人・まち・みどり みんなで創る“豊かさ”実感都市・か</p>	<p>企画財政局 企画部 地方創生推進室 建設局 都市計画部 都市計画課</p>	<p>高齢化対策については、「鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる重点戦略「健“高”医“良”都市の創造」の中で、健康と生きがいを実感できる市民生活の提供に係る取組を推進した。</p> <p>「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」で示している</p>

<p>ごしま」や「鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において掲げる「健“高”医“良”都市の創造」といった戦略からすると、上記Ⅰ、Ⅱ及びⅢ(注:「上記Ⅰ、Ⅱ及びⅢ」は別紙のとおり)のみでは事業や取り組みとして物足りない感がする。例えば、高齢者の医療機関へのアクセスに関する事業(単に交通機関の問題に止らず、ウェブ診療、電子・処方箋の運用等々)、食料品等日常の買い物へのアクセス補助に関する事業等々後述の「鹿児島市集約型都市構造に向けた土地利用ガイドプラン」で示されている「高齢者をはじめ多くの人々が歩いて暮らせるまちづくりの実現」に関する多方面の事業や取り組みを早急に取り上げて欲しいところである。</p> <p>(P 1 4 3)</p>		<p>多方面の事業や取り組みについては、商業、福祉などの関係課で構成する土地利用ガイドプラン運用等庁内調整会を開催し、具体的な個別施策の検討に努めているところであり、今後もプラン推進に向けて、関係各課と連携しながら取り組んでまいりたい。</p> <p>(通知受理日: 令和4年11月28,29日)</p>
<p>【意見24】</p> <p>東京等の大都市圏から本市への広域移住型を促進するには、何よりも本市からの情報発信が重要であり、情報発信の手段として、ホームページへの情報掲載等だけではなく、多くの自治体がすでに実施しているFacebook、Instagram、YouTube、LINE、クックパッド、Tumblr、TikTok、無料ウェブサイト等の活用による多様なウェブ発信も必要¹⁾と思われる。</p> <p>1) 狩野哲也 まちのファンをつくる自治体ウェブ発信テキスト 参照</p> <p>(P 1 4 5)</p>	<p>企画財政局 企画部 移住推進室</p>	<p>移住施策については、移住専用のポータルサイトのほか、Facebook等のSNSを活用した移住情報の提供や、コーディネーターによる相談対応、オンライン移住相談会に取り組んでおり、今後も情報発信や支援制度の充実など移住促進を図る。</p> <p>(通知受理日: 令和4年11月29日)</p>
<p>【意見25】</p> <p>本市のこれからの都市戦略を考えるに、コンパクトシティの実現、「生涯活躍のまち」構想の推進、「コミュニティ空間」の創出、「自</p>	<p>企画財政局 企画部 移住推進室 交通政策課</p>	<p>「生涯活躍のまち」構想については、喜入地区における事業主体を支援することで、同地域における中高年齢者等の移住促進を図った。</p> <p>今後は第二期鹿児島市まち・ひと・</p>

<p>動車交通の削減によるCO₂の排出抑制」を対象とする施策が不可欠であることは自明のことである。特に高齢者の福祉という観点から、上記各施策の具体化を考えると、「高齢者が歩いて楽しめる中心市街地の形成」を中心テーマとして、その実現の具体策として「高齢者のまちなか居住促進」、「本市の中心市街地への自動車進入の規制」、「高齢者の移動にやさしい低床式公共交通機関の充実」といったさらに具体的な施策・事業を盛り込んだ具体的事業のスピード感を持った検討・策定、実施が必要な時期に来ているのではなかろうか。</p> <p style="text-align: center;">(P 1 4 6)</p>	<p>建設局 都市計画部 都市計画課</p>	<p>しごと創生総合戦略における各施策の推進により全世代の移住促進を図る。</p> <p>令和4年3月に策定した「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想」においては、バスを対象にした低床車両の導入に引き続き取り組むこととしており、交通事業者と連携しながら、推進する。</p> <p>コンパクトシティの実現に向けた具体的な施策等については、土地利用ガイドプランにおいて、関係課で構成する庁内調整会を開催し、具体的な個別施策を検討しているほか、かごしまコンパクトなまちづくりプランでは、「都市機能及び人口密度を維持・確保するための誘導施策」として、各種事業を位置づけ、庁内会議等を開催し、進捗状況等の把握に努めているところであり、今後もプラン推進に向けて、関係各課と連携しながら取り組んでまいりたい。</p> <p>(通知受理日：令和4年11月28,29日)</p>
--	--------------------------------	---

【意見 10】の上記ウ …包括外部監査結果報告書 P89

(20) 寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業について

ウ 実施回数

利用年度の7月までの申請者は年3回、8月から11月までの申請者は年2回、12月から翌年3月までの申請者は年1回

【意見 23】の上記Ⅰ、Ⅱ及びⅢ…包括外部監査結果報告書 P143

(1) 第五次鹿児島市総合計画

同計画においては、都市像として「人・まち・みどり みんなで創る“豊かさ”実感都市・かごしま」を掲げ、基本構想中「人」については、少子高齢化や人口減少の進行、コミュニティ機能の低下が懸念される中であって、人と人、人と地域のつながりを支えるとともに郷土の歴史や文化に根ざした愛着や誇りを育むことにより、温もりに満ちた地域社会で、健やかに生きる喜びを感じられる心の豊かさを実現します。

とし、後期基本計画（平成29年度～令和3年度）中、基本目標別計画の「健やかに暮らせる安全で安心なまち【すこやか安心政策】2 高齢化対策の推進として、

- Ⅰ 生きがい対策の充実・・・生きがいづくりの推進：◆敬老パスの交付
◆すこやか長寿まつりの開催

元気高齢者の社会参画の促進：

- ◆元気高齢者活動への支援

- Ⅱ 高齢者福祉の充実・・・福祉サービスの充実：

- ◆心をつなぐ訪問給食事業等の実施
◆成年後見センターの設備等の検討

- Ⅲ 介護保険事業の充実

を掲げている。